

宮城県自然環境保全審議会会議録

日時 令和2年8月31日（月）午後1時30分から

場所 宮城県行政庁舎4階 特別会議室

【 次 第 】

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

県指定鳥獣保護区の指定について

第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

4 報 告

温泉部会の処分状況について

5 閉 会

【 資 料 】

資料1 県指定鳥獣保護区の指定及び第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について

資料2 県指定南三陸町海域鳥獣保護区指定計画書

資料3 第12次鳥獣保護管理事業計画書新旧対照表

資料4 第12次鳥獣保護管理事業計画書（変更案）

資料5 （参考資料）南三陸町海域鳥獣保護区指定区域図と三陸復興国立公園（海域公園地区）との比較図

資料6 （参考資料）関係法令

資料7 宮城県自然環境保全審議会温泉部会処分状況一覧

1 開会

(はじめに、会長から挨拶を行った。)

西村会長： 本日はお集まりいただき御礼申し上げます。新型コロナウイルスの問題で何かと不便な生活をしていると思う。今日の会議は密な感じがしないこともないので、必要な議論をしっかりとしながら、できるだけ速やかに会議を終了したい。

環境の問題としては、今年も暑い夏を迎え、温暖化が深刻化しているという状況で、雨の降り方もこれまでと明らかに異なっていて、雨が降れば災害が発生するという状況になってきている。

世界中に目を向けると、世界各地で森林火災など、どこかで何かが起こっているような状況である。そんな中で自然環境、野生生物などにも様々な影響が出て、翻ってまた私たちの生活にも影響を及ぼすといった、非常に難しい状況になってきたと感じる。

しっかりと管理しながらも、根本的な環境問題を解決していかないと、今後状況として厳しいことが続くと考えている。

こういう審議会の議論を通じて、少しでも全体として自然環境保全がうまくいくように努めたいと思っているので御協力をお願いしたい。

(事務局より配布資料の確認後、本日の出席者数を報告(構成委員23名中20名が出席し、過半数を満たしていることから、審議会条例第6条第2項の規定により有効に成立している)。次に、本日の会議の公開・非公開について、平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件は公開となっていることから、本日の審議会は公開で行われる旨を報告。)

2 議事

県指定鳥獣保護区の指定及び第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の変更について

司 会： それでは、次第3の議事に入るため、当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行については西村会長にお願いする。

西村会長： 本日の予定であるが、審議会の終了予定は14時30分までとなっているので御協力願う。それでは議事について審議していくので、事務局から説明願う。

事務局： (資料により説明)

西村会長： ただいまの事務局からの説明について、委員から質問・意見等頂戴したい。

中静委員： 国有林以外の国有地4ha、所管不明の中身について知りたい。

事務局： こちらについて東北財務局に照会したが、財務局でもこれらの無人島などは所管していないという回答なので、所管不明との記載となっている。

中静委員： 特に問題ないのか。

事務局： 所管不明の場合について国の規定でも取り扱いはないので、問題はないと考える。

西村会長： 所管としてはそういうことで理解した。その部分は島なのか。

事務局： 島や岩礁帯などである。

西村会長： 何か問題が発生して管理しなければならない場合などに、仮定の話とはなるが、所管が不明ということは、その都度どのように対応すべきか考えるということか。

事務局： 何かしらそこに営巣施設を設置するなどの状況になったら、所有者を探したりすることになると思われる。

西村会長： 他に何か質問・意見等はあるか。

齋藤委員： ラムサール条約の趣旨として、保護政策をとるということで良いことではないかと思っているが、海域にかけての設定ということで、陸域は全く含まれていないということか。

海峡なので、オオワシとかオジロワシなどの生活域を考えると、それほど内陸部を重要視していないということなのだろうと思うが、河口部なども利用すると思われるので、この隣接する陸地部分の指定の状況はどのようになっているのか教えてほしい。

事務局： 陸域部分については、町など利害関係人からの指定の要望もないので、今回は海域のみの指定となっている。

齋藤委員： ラムサール条約の趣旨からして、いろいろな政策、様々な土地の利用制限等も含めて保全措置が取られていくべきと思うので、海域だけは保護するけれど一旦陸地の上に入ったら保護しないということではなくて、どちらも保護政策をとるというふうに理解しているがそれでよろしいか。

事務局： 陸域についても保護政策をとることが望ましいという御意見を承り、その内容について、今後検討などしていきたいと思う。

早坂委員： 今回のこのレッドリストの種を保護するというのは大変有意義だと思うのだが、この指定期間、令和 2 年から令和 22 年の期間が終わった後について、どのような見通しが立っているのか、わかっていればお知らせ願いたい。

事務局： 鳥獣保護区について、通常は 20 年間で終わった後の状況を鑑みて、保護の目的が全くなくなるなどの事情がなければ継続して更新していくと、国の指針などでも決まっている。

早坂委員： そのまま継続になるという方向とあってよろしいか。

事務局： コクガンなど鳥が全く来なくなるという状況の変化も考えられるが、保護の目的が続くのであればそのまま続くと考えます。

伊藤(絹)委員： 資料 5 の鳥獣保護区域指定区域図と復興国立公園との比較図で、保護区の方は漁港部分や島の部分も含んでいて、公園の方はそれを含まず、神割崎鳥獣保護区部分は公園では含んで保護区では含まないというような違いがあるのだが、この違いがどうして生じているか教えてほしい。

事務局： 国立公園については、その区域指定時の理由で港部分を含んでいない。神割崎鳥獣保護区の部分については、鳥獣保護区を重ねて区域指定することができないことから、既存の点線で囲まれてるところは、既に神割崎鳥獣保護区に指定されているので、南三陸鳥獣保護区はそこを避けて指定しており、国立公園については、そういった重複問題がないので、神割崎部分も南三陸町と石巻市との境のところまで指定しており、違いが生じている。

それから海面での設定の仕方について、国立公園の方は、沿岸から 1 キロメートルについて、曲線で囲みをしているのだが、鳥獣保護区については、ここで狩猟していけないというような規制をわかりやすくするといった考え方もあって、座標値をそのまま直線で結んでいるので違いが生じている。

小林委員： 議事の 2 つ目、第 12 次鳥獣保護管理事業計画について発言したい。前回の審議会でもオオタカが希少種から外れることを議論した中で、鳥獣保護センターが東北 6 県を見れば宮城県だけが設置されておらず、これを設置してほしいとの要望をしたが、急だったためか明確な回答がなかったと思う。

具体的には、事業計画書の 35 ページの 4、鳥獣保護センターの設置、この(2)のところの、整備年度、面積、施設の内容が未定となっているところである。

このことに関して西村会長から、「未定は問題であり審議会としても、改めて整備を要望する」ということでまとめられたと思う。今回は、事前に事務局にこれも質問するという連絡しているので、これまでの 1 年半どのような協議がされてきたのか聞きたい。

この第 12 次計画については、令和 4 年度までは続くということで、大きなお金が動くことなのですぐには難しいと思うが、次の第 13 次事業計画で何らかの進展が見られるような取り組みをしてほしい。

ということで、要望と質問となるが、よろしく願う。

事務局： 議事の関係であるが、議事の2番目、第12次鳥獣保護管理事業計画の変更については、議事の1番目にある今回の県指定鳥獣保護区を新たに指定するというに伴う変更という内容の諮問になっているので、御理解願いたい。

その上で、委員からお話のあった件に関して、事務局から回答する。

以前からもっと具体的な検討をすべきという指摘があり、事務局としても前向きな検討をすべきと思っていたが、率直に申し上げると、この間に具体的な検討にまでは至っていないが、委員から指摘のあった通り、全国の設置状況等の調査が必要ではないかということに関して、事務局で調査を行った。

東北の状況を見ると、山形、宮城の2県で未設置という状況である。

全国的に見ると、鳥獣保護管理計画の雛形が国から示されており、その計画を各県のホームページ等で確認したところ、全国的には設置済みのところが22で、未設置が25という結果を確認したところで留まっている段階である。

当県での傷病野生鳥獣の救護に対する取り組み状況については、資料4の第12次計画書変更案38ページ、それから39ページの表にも記載しているが、県民の皆様方から通報のあった傷病野生鳥獣については、県内7カ所の地方振興事務所職員が調査の上、救護が必要と判断したものについては、県が協力要請した動物病院等の救護機関において、治療、看護を行い、治療後に早期の野生復帰が困難なものについては、知事が委嘱する県民ボランティア等による一時的な保護飼養により対応しているところで、現時点では、当面は現体制で対応することとしている。

「次期の令和4年度からの第13次事業計画では、何らかの進展が見えるような取り組みを」という御意見だと思うが、現在の第12次計画は令和3年度までの計画となっており、来年度に次期計画を策定することとしており、まずはこの次期計画の策定に当たり、現在の傷病野生鳥獣の取り組みに対する評価なども行いながら、検討させてもらえればと思っている。

西村会長： 検討中ということで、必要な対応はしてもらっているようだが、できれば東北、近県でも結構だが、センターの状況などを調べてもらい、宮城県に設置した場合のメリット、デメリットを整理してもらいたい。デメリットはないと思うが、もちろん経済的な問題などがあると思う。その上で議論を続けたいと思うのでよろしく願いたい。

宮城県としても、独自のすばらしい環境保全の取組をしていることは承知しているが、本件についてもよろしく願いたい。

玉手委員： さきほど山形県の話も出てきたが、実態としては、鳥獣保護所を設けて、そこで、傷病鳥獣の一時飼育も行っているところである。

ただ重要なのは、山形の例を出すと、基本的にボランティアにかなり異存する部分があり、野生鳥獣の治療に当たる獣医は特別な技能や経験が必要である。

そういう方もどんどん高齢化しつつあるという問題点もあるので、今後、宮

城県においてセンターを考えるときに、そういう技術を備えた専門家を計画的に育成するなり、確保するという取り組みをやった方がよい。

そうでないと、施設をつくっても、誰がやるのかという問題が生じるので、そこは計画を持って準備を進めるとよいと思う。

西村会長： 次回に向けて様々な観点で検討してもらい、これから鳥獣保護に関する専門家をどう確保していくかも非常に大きな問題であると思うので、10年20年先の計画を見据えて、次回の計画をできるだけ早めに具体化してもらいたい。

他に関連する質問、意見等はないか。

では質疑を終了するが、本議事については、パブリックコメントの後の10月5日に改めて審議する。そして知事に答申するということにしたい。

それでは、議題4「温泉部会の処分状況」について益子部会長から報告願う。

益子委員： （資料により説明）

西村会長： 確認したい事項等あるか。

なければ議題は以上ということで、改めて全体を通して質問等があればお願いする。

その他、事務局から何かあるか。

事務局： 特になし

西村会長： では、これで議事は終了し、進行を事務局にお戻しする。

司 会： 長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、宮城県自然環境保全審議会的一切を終了します。